

第6次藤枝市総合計画・後期計画策定業務委託仕様書

1 業務の目的

当業務は、第6次藤枝市総合計画（令和3年度～令和12年度）の後期5カ年において、引き続き、市民・事業者・行政が一体となってまちづくりを推進するため、総合的かつ計画的な行政運営の指針として、第6次藤枝市総合計画の基本構想を基に、令和6年2月に策定した「藤枝市新総合戦略」を統合した後期計画を策定する。

2 委託業務名

第6次藤枝市総合計画・後期計画策定業務

3 委託業務の期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 委託業務の計画

受託者は契約締結後、速やかに着手届、工程表、業務実施計画等を提出し、委託者の承認を受けるものとする。

5 委託業務内容

(1) 基礎調査（市の現状分析等）

- ・第6次総合計画（基本計画に位置付けられている各施策）及び「藤枝市新総合戦略」の達成度及び課題を分析し、後期計画に活用するために整理する。
- ・基本構想、土地利用構想、基本計画策定に必要な現状と課題を分析し、整理する。
- ・令和6年度市民アンケート調査結果のほか、個別アンケート調査（個別計画及び転出入者等アンケート調査）結果やローカルSDGsの評価結果を分析し、整理する。
- ・市の各種計画との整合、整理を行う。
- ・近隣市及び類似市とのデータの比較、分析を行い、整理する。

(2) 藤枝市総合計画審議会等の支援

- ・下記の運営に必要な資料作成を支援し、結果の取りまとめ、議事録を作成する。

①審議会（全4回程度）

(3) 市民会議等の運営の支援

- ・市民会議等の開催を支援し、結果を取りまとめる。（全11回程度）

(4) 基本構想案の策定

- ・原則として、現構想をベースとし、必要に応じて、上記（1）～（3）を踏まえた必要な修正を行う。
- ・人口については、「藤枝市新総合戦略」の人口ビジョンをベースに作成する。

(5) 土地利用構想の見直し

- ・上記（1）～（3）を踏まえ、今後の新たな成長基盤となる土地利用等を踏まえたエリアの範囲の見直し等を行う。

(6) 基本計画の策定

- ・現構成及び体系等をベースとして、「藤枝市新総合戦略」と統合した後期計画とするための必要な改定を行う。
- ・政策及び施策の目標、成分、KPI の設定を行う。(KPI の設定については、施策の実現主体を明確にするとともに、後に計画の達成度を判断できるよう、定量的な成果指標を設定する。)
- ・体系、文章、KPI 等、総合戦略との調整を図る。

(7) その他の素案の作成

- ・重点プロジェクト(地域ビジョン)、財政フレーム、その他参考資料等について、素案を作成する。

(8) パブリックコメントの実施支援

- ・パブリックコメントに掲載するデータを作成し、意見についての対応を支援する。

(9) 第6次藤枝市総合計画後期計画・概要版の原稿及び版下を作成

- ・後期計画(概要版を含む)の原稿、版下を作成する。

(10) 協議調整

- ・作業状況の報告や情報の共有化、後期計画の作成にあたっての意見交換を行い、業務を円滑に進めるため、協議調整を実施するものとする。

6 成果品等

(1) 成果品

- ・第6次藤枝市総合計画後期計画原稿 A4版(4色刷り) 2部
- ・第6次藤枝市総合計画後期計画版下及び電子データ一式を納品 一式
- ・会議資料・会議録 A4版(ページ数任意) 1部
- ・業務報告書 A4版(ページ数任意、1色刷り以上) 1部
- ・電子記録媒体 一式

※Microsoft Word、Microsoft Excel 形式、PDF 形式及び編集可能なファイル形式 (Illustrator 形式等) で格納すること

- ・後期計画の印刷製本

「第6次藤枝市総合計画後期計画」A4版

表紙デザインやページのレイアウト、イラストの作成、写真の加工、図表・グラフ等の作成を行う。

紙質等 表紙：マットコート 135k 本文：色上質・最厚口・両面カラー・
250頁～280頁程度

製本：無線綴じ

校正：3回以上

部数：200部

期限：令和8年3月末までに

(2) 納入方法

業務完了後、市の承認を得て速やかに納入すること。納入先は藤枝市企画創生部企画政策課とすること。

7 注意事項

- (1) 受託者は、業務上知り得た個人情報その他の秘密を他人に漏らしてはならない。
また、業務終了後も同様とする。
- (2) 本仕様書に記載されていない事項で、業務実施上必要と認められる事項にあつては、当市との協議を要するものとする。
- (3) 業務の履行にあたり、十分な知識を有する者を配置すること。
- (4) 業務終了後において、受託者の責任に帰する理由による成果品の不良個所が発見された場合は、速やかに市が必要と認める訂正、補正等その他必要な措置を行うものとし、かかる経費は受託者の負担とする。
- (5) 成果品の取り扱いについては、著作権は当市に帰属するものとする。
- (6) 本仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、委託者及び受託者それぞれ別途協議の上、定めるものとする。
- (7) 受託者は本業務の履行にあたっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）第 10 条第 1 項の規定に基づく「藤枝市における障害を理由とする差別を解消するための職員対応要領」（平成 28 年 3 月 11 日藤枝市長決定）第 2 条に規定する不当な差別的取扱いの禁止及び第 3 条に規定する合理的配慮の提供について留意すること。